

エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター
ヘリオトロン J 双方向型共同研究委員会要項

(設置)

第1 京都大学エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センターにおけるヘリオトロン J 双方向型共同研究を発展させるため、センターに設置されたヘリオトロン J 実験会議 (JOB) のもとにヘリオトロン J 双方向型共同研究委員会 (以下「委員会」という) を置く。

(任務)

第2 委員会は、ヘリオトロン J 双方向型共同研究に関し、次の各号に掲げる事項を調査検討する。

- (1) ヘリオトロン J 双方向型共同研究全体に係る研究計画、公募等の企画・立案に関すること
- (2) 研究の進捗状況の調査及び個々の研究計画の評価に関すること
- (3) 双方向型共同研究の中・長期的な将来構想に関すること
- (4) その他双方向型共同研究に関すること

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所のヘリオトロン J に係わる教育職員のうちから若干人
 - (2) 研究教育機関に所属する研究者のうちから若干人
 - (3) その他ヘリオトロン J 実験会議議長が必要と認めたもの
- 2 委員はヘリオトロン J 実験会議議長が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充できる。この場合における委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5 委員会に委員長をおよび副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。
- 5 委員長に不慮の事態が生じたときは副委員長が委員長代理を務める。

(幹事)

第 6 委員会に幹事を置く。

2 幹事は 3 名とし、委員の中から委員長が指名する。

3 委員会の庶務を行う。

(定足数および議決)

第 7 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 意見の一致をみなかった事項については、意見分布を明記して記録する。

3 決議が必要な議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 8 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

附則

1 この要項は平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

2 この要項の実施後最初の委嘱に係わる委員の任期は、第 4 第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。